

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【公表番号】特表2016-522846(P2016-522846A)

【公表日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-046

【出願番号】特願2016-509517(P2016-509517)

【国際特許分類】

C 10 G 65/08 (2006.01)

C 10 G 45/52 (2006.01)

C 10 G 45/48 (2006.01)

B 01 J 23/755 (2006.01)

【F I】

C 10 G 65/08

C 10 G 45/52

C 10 G 45/48

B 01 J 23/755 M

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月5日(2017.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

発癌性を有しているベンゼンに関する限り、例えば、周囲空気を汚染するあらゆる可能性を、自動車燃料からそれを事実上除去することによってできるだけ制限することが要求される。米国では、改良燃料は、0.62容積%超のベンゼンを含有すべきでない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

図1に示されるように、水素を含みかつ加熱された液体炭化水素供給原料は、下降流の操作様式に従って反応器(5)に送られる(供給原料は、反応器の頂部で導入される)。しかしながら、本発明の骨格の範囲内で、水素との混合物中の液体炭化水素供給原料について上昇流の操作様式を用いることが可能である。